



山形県公報

令和2年6月9日(火)
第111号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……645
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……646
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……647
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……648
- 生活保護法による指定介護機関の指定の辞退……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……649
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……650
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(会 計 局) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………651

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……653

告 示

山形県告示第444号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和2年6月16日山形市に招集する。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第445号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
合同会社P A-L 米沢市塩井町塩野1197番地の3	support roomぱある 米沢市徳町13番地7	放課後等デイサービス	10名	令和2.6.1
合同会社P A-L 米沢市塩井町塩野1197番地の3	support roomぱある 米沢市徳町13番地7	児童発達支援	10名	同

山形県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
きくち調剤薬局	村山市楯岡五日町14番24号	平成31.4.1
エール薬局 たておか店	村山市楯岡新町四丁目10番21号	令和元.10.1
石田おさむ歯科医院	鶴岡市文園町4番10号	令和2.1.1
アイン薬局 鶴岡錦町店	鶴岡市錦町21番11号	同 2.1
オーリーブこころのクリニック	鶴岡市日枝字小真木原116番地26	同 4.1

山形県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
エール薬局 たておか店	村山市楯岡新町四丁目10番21号	令和元.9.30

石 田 お さ む 歯 科 医 院	鶴岡市文園町4番10号	同 12.31
コ ス モ 調 剤 薬 局 あ さ ひ 店	西村山郡朝日町宮宿832番地1	令和 2. 2.29
医 療 法 人 石 原 小 児 科 医 院	鶴岡市上畑町3番23号	同 3.31
島 田 ク リ ニ ッ ク	鶴岡市宝町10番2号	同
垂 石 薬 局	東村山郡山辺町大字山辺193	同
コ ス モ 調 剤 薬 局 米 沢 中 央 店	米沢市中央三丁目4番2号	同
ハ ー ト 調 剤 薬 局 鶴 岡 駅 前 店	鶴岡市日吉町10番44号	同
白 鷹 町 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488	同
一般社団法人酒田地区医師会十全堂訪問 看護ステーションスワン	酒田市千石町二丁目3番20号	同

山形県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

デイサービス花

寒河江市大字日和田6番地の14

2 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
介護事業所 デイサービス花	デイサービス花	令和 2. 4. 1

山形県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人宮原病院	訪問看護 居宅療養管理指導	鶴岡市三和町1番53号	令和元. 12. 31
慈光園ホームヘルパーステーション	訪問介護	長井市小出3453番地	令和 2. 3. 31

山形県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
慈光園ホームヘルパーステーション	訪問型サービス (独自)	長井市小出3453番地	令和 2. 3. 31

山形県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関は、その指定を辞退した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	辞退の効力発生效力発年月日
きくち調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	村山市楯岡五日町14番24号	平成31. 3. 31

山形県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松 浦 渉	つるおか鍼灸接骨院 つるおか鍼灸治療院 鶴岡訪問マッサージ	鶴岡市大西町31番1号	令和 2. 3. 18

山形県告示第453号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.29%」を「年1.26%」に、「年0.89%」を「年0.86%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年11月18日から適用する。
- 2 令和元年11月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第454号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.29パーセント」を「年1.26パーセント」に、「年1.09パーセント」を「年1.06パーセント」に、「年0.89パーセント」を「年0.86パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年11月18日から適用する。
- 2 令和元年11月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第455号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 辺 町	1 者	東村山郡山辺町大字山辺字立道6334番
尾花沢市	1 者	尾花沢市大字原田字ソリメ1741番ほか1筆
白 鷹 町	1 者	西置賜郡白鷹町大字山口字新地前28番2ほか1筆
庄 内 町	1 者	東田川郡庄内町西野字西野65番1ほか2筆

2 認可年月日

令和2年6月2日

山形県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字横道52番1地先から
同 64番6地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月11日

山形県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年4月24日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

山形県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市全域
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月11日から令和3年5月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値図化（地図情報レベル2500）

山形県告示第459号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
母子父子寡婦福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金、育英奨学金貸付金、特別貸与奨学金貸付金、スポーツ及び芸術奨学金貸付金及び高等学校定時制課程修学資金貸付金に係る償還金並びに高等学校定時制課程修学資金貸付金の償還金に係る遅延損害金のうち知事が指定するものの収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 ニッテレ債権回収株式会社
 - (2) 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
令和2年5月19日から令和3年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和2年6月9日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和2年6月11日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
(2) 日時 令和2年7月20日（月）午前10時
- 2 入札に付する事項
(1) 調達をする物品の名称及び数量
イ ノート型パソコン 539台
ロ デスクトップ型パソコン 71台
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 令和2年11月30日（月）
(4) 納入場所 仕様書による。
(5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年6月30日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月24日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Notebook personal computers: 539

② Desktop computers: 71

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 20, 2020

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2721

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年6月9日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 692キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
野口鋳油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり56.43円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年2月18日

令和2年6月9日印刷
令和2年6月9日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県